

# わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会会則

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ守山市実行委員会(以下「実行委員会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポにおいて、守山市が開催する競技会(以下「競技会」という。)の円滑な運営に関し、必要な準備を行うことを目的とする。

### (所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催、運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催および準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体および関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事務および事業事項に関すること。

## 第2章 組織

### (組織)

第4条 実行委員会は、会長および委員をもって構成する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 守山市を代表する者
- (2) 関係競技団体、関係団体および関係機関を代表する者
- (3) その他会長が特に必要と認める者

### (役員)

第5条 実行委員会に、次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 監事 2名

### (役員を選任)

第6条 会長は、守山市長をもって充てる。

2 副会長および監事は、他の委員からの承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。

### (役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員および役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成され、解散したときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属の団体または機関の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等に変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 委員等は、無報酬とする。

### 第3章 会議

(会議)

第9条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会長または会長が指名した者がこれにあたる。
- 3 会議は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
  - (1) 競技会の開催に係る基本方針に関すること。
  - (2) 会則の制定および改廃に関すること。
  - (3) 事業計画および事業報告に関すること。
  - (4) 予算および決算に関すること。
  - (5) その他重要な事項に関すること。
- 4 会議は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。
- 5 会議に出席することができない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わることができる。この場合において、当該委員は、会議に出席したものとみなす。
- 6 会議の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は、必要に応じて会議に参考人を招き、意見を聞くことができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に、事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を議会の議決に代えることができる。

### 第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

第 10 条 会長は、会議を招集するいとまがないとき、または会議の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の会議において報告し、その承認を得なければならない。

## 第 5 章 事務局

### (事務局)

第 11 条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に事務局長およびその他の職員を置く。

3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 6 章 会計

### (経費)

第 12 条 実行委員会の経費は、負担金およびその他の収入をもって充てる。

### (収支予算および収支決算)

第 13 条 実行委員会の収支予算は、会議の議決により定め、収支決算は、監事の監査を経て、会議の承認を得なければならない。

### (会計年度)

第 14 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日までとする。

2 実行委員会の会計に関して必要な事項は、会長が別に定める。

## 第 7 章 解散

### (解散)

第 15 条 実行委員会は、第 2 条に規定する目的が達成されたときは、会議の議決を経て解散するものとする。

2 実行委員会が解散するときに有する残余財産は、守山市に帰属するものとする。

## 第 8 章 補則

### (委任)

第 16 条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この会則は、令和 5 年 5 月 15 日から施行する。